

被留置者所持金品の県帰属等に係る取扱要綱の制定について

(平成19年5月30日例規留管第51号)

この度、静岡県警察留置管理に関する訓令(平成19年県本部訓令第24号。以下「訓令」という。)の規定に基づき、県に帰属することとなる被留置者の所持金品等に係る取扱いについて、別添のとおり「被留置者所持金品の県帰属等に係る取扱要綱」を定め、平成19年6月1日から施行することとしたので誤りのないようにされたい。

別添

被留置者所持金品の県帰属等に係る取扱要綱

第1 県帰属の対象

訓令の規定に基づき、静岡県への帰属の対象となる物件は、次に掲げるものとする。

- (1) 差入人の所在が不明なため、返還不能な差入物(訓令第36条)
- (2) 被留置者が受領を拒否した場合で、差入人に対し、引取りを求めるが、拒否等により返還不能な差入物(訓令第36条第2項)
- (3) 釈放された者への返還不能な遺留物(訓令第43条)
- (4) 逃走者等への返還不能な遺留物(訓令第44条)
- (5) 遺族等への返還不能な死亡者の遺留物(訓令第45条)
- (6) 反則行為に係る物品(訓令第62条)
- (7) 発受を禁止した信書等(訓令第82条)

第2 公告の実施

1 公告の方法

第1の(1)及び(2)に規定する差入物並びに同(5)に規定する遺留物について、留置業務管理者(県本部の留置施設にあっては総務部留置管理課長を、署の留置施設にあっては署長をいう。以下同じ。)は、県への帰属手続に先立ち、その公告をすべき事項を、留置施設の置かれる警察署(県本部の留置施設においては警察本部)の公衆の目に付きやすい場所に掲示する方法により、14日間掲示するものとする。ただし、その差入物又は遺留物が特に高価である場合など必要があると認められるときは、県公報にこれを登載する方法その他の方法を併せて行うなど、更に公告効果の上がる方法により、差入人又は遺族等への連絡に努めるものとする。

2 公告の様式

掲示の方法による公告の様式については、差入人不明差入物公告(様式第1号)受領拒否差入物公告(様式第2号)又は遺族等所在不明遺留物公告(様式第3号)によるものとする。

第3 公告後の手続

留置業務管理者は、第2の規定により公告した日から起算して6月を経過するまでに差入人又は遺族等が当該差入物又は遺留物の引取りをしない場合は、静岡県に帰属する手続をとるものとする。ただし、当該差入物が訓令第36条第1項第6号に規定する物品であるときは、公告後6月経過しない期間であっても、これを売却し、その売却代金を保管することができる。この場合において、売却できないものは廃棄するものとする。

第4 公告を要しないものの手続

1 親族への交付等

留置業務管理者は、差入人に対し引取りを求めるべき差入物が、訓令第36条第1項第5号又は第6号に規定する物品に該当するもの（同項第1号から第4号までのいずれかに該当するものを除く。）であって、次に掲げる事項に該当する場合は、被留置者に対し、親族その他相当と認める者への交付、その他相当の処分を求めるものとする。ただし、被留置者が相当の期間内にその処分をしないときは、留置業務管理者は、これを売却してその代金を領置することができる。この場合において、売却できないものは、廃棄するものとする。

- (1) 差入人の所在が不明なため、引取りを求めることができないとき。
- (2) 差入物の引取りを求めることが適当でないとき。
- (3) 差入人がその引取りを拒んだとき。

2 釈放された者及び逃走者等の遺留物

留置業務管理者は、それぞれの事由の発生した日から起算して6月を経過するまでに遺留物が引取りをしない場合は、静岡県に帰属する手続をとるものとする。ただし、当該遺留物が訓令第36条第1項第6号に規定する物品であるときは、当該事由の発生した日から6月を経過しない期間であっても、これを売却し、その売却代金を保管することができる。この場合において、売却できないものは廃棄するものとする。

3 反則行為に係る物品

留置業務管理者は、訓令第62条第1項の反則行為があり、自弁物品及び自弁の書籍等に関する措置をとった場合において、留置施設内の規律及び秩序を維持するために必要があるときは、被留置者の身体、着衣、所持品及び居室を検査させることができる。検査した結果、訓令第62条第2項各号に掲げる所持品が発見された場合には、当該所持品を取り上げて静岡県に帰属することができる。ただし、反則行為をした被留置者以外の者に属する物については、この限りでない。

4 発受を禁止した信書等

留置業務管理者は、訓令第82条第5項の規定により、留置施設において保管中の発受を禁止した信書等については、被留置者の釈放又は死亡の日から起算して3年を経過した日以降に、静岡県に帰属するものとする。

第5 県帰属に係る事務

1 留置業務管理者の事務

留置業務管理者は、第1に規定する物件について、それぞれ次に掲げる送付書を作成し、かい長（静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号。以下「財務規則」という。）第2条に規定するかい長をいう。以下同じ。）あてに速やかに送付するものとする。

- (1) 第1(1)の物件は、県帰属差入人不明差入物送付書（様式第4号）
- (2) 第1(2)の物件は、県帰属受領拒否差入物送付書（様式第5号）
- (3) 第1(3)の物件は、県帰属釈放者遺留物送付書（様式第6号）
- (4) 第1(4)の物件は、県帰属逃走者等遺留物送付書（様式第7号）
- (5) 第1(5)の物件は、県帰属死亡者遺留物送付書（様式第8号）

- (6) 第1(6)の物件は、県帰属反則行為物送付書(様式第9号)
- (7) 第1(7)の物件は、県帰属発受禁止信書等送付書(様式第10号)

2 かい長の事務

(1) 領収書等の交付

かい長は、前記1に規定する送付書の送付を受けたときは、それぞれ次に掲げる文書を作成し、留置業務管理者あてに交付するものとする。

- ア 第5の1(1)の送付には、県帰属差入人不明差入物領収書(様式第11号)
- イ 第5の1(2)の送付には、県帰属受領拒否差入物領収書(様式第12号)
- ウ 第5の1(3)の送付には、県帰属釈放者遺留物領収書(様式第13号)
- エ 第5の1(4)の送付には、県帰属逃走者等遺留物領収書(様式第14号)
- オ 第5の1(5)の送付には、県帰属死亡者遺留物領収書(様式第15号)
- カ 第5の1(6)の送付には、県帰属反則行為物領収書(様式第16号)
- キ 第5の1(7)の送付には、県帰属発受禁止信書等受領書(様式第17号)

(2) 売却の実施

ア 売却の方法

かい長は、第1の(1)に規定する差入物の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、次に掲げる物品については、随意契約により売却することができる。

- (ア) 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある物品
- (イ) 競争入札に付しても入札者又は落札者がいない物品
- (ウ) 前記(ア)及び(イ)の物品のほか、競争入札に付することが適当でない認められるもの

イ 入札の告示

かい長は、入札予定期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、次に掲げる事項を保管する警察署(県本部の留置施設においては警察本部)の公衆の目に付きやすい場所に掲示する方法その他これに準ずる適当な方法で告示しなければならない。

- (ア) 入札に付する物件の種類及び数量
- (イ) 入札執行を担当する職員の職及び氏名
- (ウ) 入札執行の日時及び場所
- (エ) 入札参加の条件等
- (オ) その他入札執行に必要と認められる事項

(3) その他

この要綱に定めるもののほか、かい長による県帰属に必要な事項は、財務規則及び静岡県財産規則(昭和39年静岡県規則第14号。)の規定によるものとする。

なお、指名競争入札に付する場合にあっては、なるべく3人以上の入札者を指定してあらかじめ入札執行に必要とされる事項を通知するものとし、随意契約による場合にあっては、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

第6 県帰属をしない物品の売却等

訓令第35条第2項に定める留置時の所持物品等及び同訓令第38条第4項に定める被

留置者の保管私物等の売却については、第5の2(2)ア及び同(3)の規定に準じて行わなければならない。ただし、売却できないものは廃棄することができるものとする。